



久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金

申請の手引き

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

令和5年5月22日(第2版)

久留米市商工観光労働部 商工政策課

1. 制度概要

大雨による浸水被害の防止又は軽減を図るため、市内の店舗、事務所、工場等への止水板の設置やその他の浸水対策のための工事に要する費用の一部を助成します。

対象者 (詳細は、2 ページをご確認ください)

久留米市内で事業を営む中小企業、個人事業者

対象事業 (詳細は、3 ページをご確認ください)

①止水板の設置工事及び附帯工事、②浸水被害の防止又は軽減を資する関連工事

対象経費 (詳細は、4 ページをご確認ください)

対象事業を実施するために直接必要な経費

補助額

補助対象経費 × 補助率 で算出

補助上限額 50万円 補助率 1／2

算出した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

申請期限等

必要書類をご準備の上、令和5年12月28日(木)までにご申請ください。
ただし、予算の上限に達した場合、申請受付を早期に終了することがあります。

ご不明な点がございましたら、巻末のお問い合わせ先までお問い合わせください。

2. 補助対象者

以下の（１）～（４）までの全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- （１）久留米市内の建物等（店舗、事務所、工場等）において、事業（農業、林業及び漁業を除く）を営んでいる中小企業・個人事業者であること

中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する「中小企業者」が対象となります。

業種分類		中小企業等経営強化法第２条第１項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他＊		３億円以下	３００人以下
卸売業		１億円以下	１００人以下
小売業		５千万円以下	５０人以下
サービス業		５千万円以下	１００人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業＊＊	３億円以下	９００人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
	旅館業	５千万円以下	２００人以下

＊ 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

＊ ＊ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

※ 「中小企業者」に該当する法人形態等

- ・ 個人事業主
- ・ 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ・ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 等（一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等は対象外）

- （２）事業継続力強化計画又は、連携事業継続力強化計画の認定を受けていること
（計画中に浸水対策に係る記載があること）（詳細は、５ページをご確認ください）

- （３）市税を滞納していないこと

- （４）次のいずれかに該当する者でないこと

- ア 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人
- イ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
- エ 暴力団、暴力団員及び、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。（法人の場合は、代表者及び役員等が上記に該当しないこと。）
- オ その他、補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

3. 補助対象事業

本事業では、①止水板の設置工事及び附帯工事、②浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事が対象となります。

【補助対象事業】

分類	内容
①止水板の設置工事及び附帯工事	・設置する止水板は、金属・樹脂等の材質であり、止水板として十分な止水性・耐水性を備えるものであって、設置において工事又は測量・調査に基づく調整・加工等を伴うものであること ・対象となる附帯工事とは、止水板の設置に必要な工事又は止水効果を高めるために止水板設置工事と一体的に実施される工事 例) 止水板設置箇所における内水壁の防水工事 等
②浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事	排水設備の逆流防止措置、設備のかさ上げ工事、外構の工事等 例) 排水管等への逆止弁の設置 浸水経路となりうる配線・配管貫通部の止水処理 受変電設備等のかさ上げ（架台設置等）・移設 止水壁の設置工事 等

【対象外となる事業】

- ・工事及び測量・調査に基づく調整・加工等を要しないもの
（止水シート、土のう、水のう等の購入）
- ・移動可能な排水設備（排水ポンプ等）の購入
- ・浸水被害の防止又は軽減に直接該当しないもの
（非常用自家発電設備の設置）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務付けられている設備
- ・久留米市住宅リフォーム助成事業（防災力向上支援）補助金の交付を受けているもの
- ・同一の事業について国や地方公共団体の他の制度から補助金等の交付を受ける場合は対象外
- ・売買等を目的とした建物等（売買物件）への工事
- ・店舗（事務所）兼住宅の場合、主たる工事が住宅部分である場合は対象外
- ・交付決定前に契約・着手が行われた事業（交付決定後に契約・着手したものでないと対象外）
- ・その他公序良俗に反する等、市長が適当でないと認める事業

4. 補助対象経費

以下の（１）～（３）までの全ての要件を満たす経費が対象となります。

- （１）対象事業の遂行に必要なものと明確に確定できる経費
- （２）交付決定日以降に発生したもので、事業者が本事業で定める事業期間内（最長で令和6年1月31日まで）に支払いと事業遂行が完了した経費
- （３）支払証拠資料（領収書、口座振込記録等）により支払の事実が確認できる経費

【対象外となる経費】

- ・ 自社で施工した費用
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込等手数料（代引き手数料）

【留意事項】

- ・ 原則、口座振込により支払いを行ってください。また、支払いは必ず申請する事業者の名義（法人は法人名義）で行ってください。やむを得ずクレジットカード等、他の決済手段を利用する場合は、事前にご相談をお願いします。
- ・ やむを得ずクレジットカードによる支払いを行った場合、事業実施期間内に銀行口座からの引き落としが完了している必要があります。事業実施期間を過ぎて引き落としとなった場合は、補助対象外となります。なお、クレジットカードによる支払いは、一括払いに限ります。（分割払い、リボルビング払いは補助対象外。）
- ・ 決済は法定通貨に限ります。小切手・手形・仮想通貨での決済、クーポン・特定ポイント（クレジットカード会社等からの付与）・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用は認められません。
- ・ 入手価格の妥当性を証明できるよう、できるだけ相見積りを取り、購入先を検討する等、適正な出費に努めてください。

5. 申請から交付までのながれ

申請の前に【事業継続力強化計画の認定を受けていない場合】

国に事業継続力強化計画の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

・事業継続力強化計画とは

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。計画を作成し、実行することで、自社の災害リスクや影響を再認識し、発災時の対応力の強化や従業員の意識向上などに繋がります。

※認定は申請後、審査に日数（標準処理期間45日）を要します。

【認定申請・お問い合わせ先】

九州経済産業局 産業部経営支援課 経営力向上室 TEL：092-482-5561

(1) 交付申請

交付申請は、下記のいずれかの方法により行ってください。

- ① 補助金申請システム jGrants※を利用しオンライン申請
- ② 紙媒体で書類をご準備の上、郵送又は窓口へ提出

※補助金申請システム jGrants の利用には、「gBizID プライム」のアカウントが必要となります。gBizIDの詳細については、gBizID WEB サイトをご確認ください。

【gBizID WEB サイト】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

申請に必要な書類については、「6. 提出書類」（7ページ）をご確認ください。（補助金申請システム jGrants を利用する場合、第1号・第2号様式の作成は必要ありません。システム内の申請フォームに必要事項を入力してください。）申請順に審査を行い、工事内容等の聞き取りを行います。なお、必要に応じて、現地確認の実施や追加資料の提出を求めることがあります。

①の場合は、当申請の手引きに加え、「オンライン申請にあたっての留意事項」及び「誓約事項」をご確認ください。（システム内の補助金概要ページよりダウンロード可能です。）

②の場合は、差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先に（簡易書留、レターパック等の追跡できる方法での）郵送、又は窓口までご持参ください

受付期間 : 令和5年12月28日（木）まで 【当日消印有効】

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

宛 先 : 〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所 商工政策課

(2) 審査・結果通知

申請受付後、市による審査を経て、受付後2～3週間を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。

(3) 事業実施

事業の実施（契約締結や発注など）は、交付決定通知日以降におこなってください。事業実施の前に、実績報告にて提出が求められている書類をご確認ください。

(4) 実績報告

「6. 提出書類」(7 ページ)をご確認いただき、手続きに必要な書類をご準備ください。提出先は「(1) 交付申請」と同じ、商工政策課です。

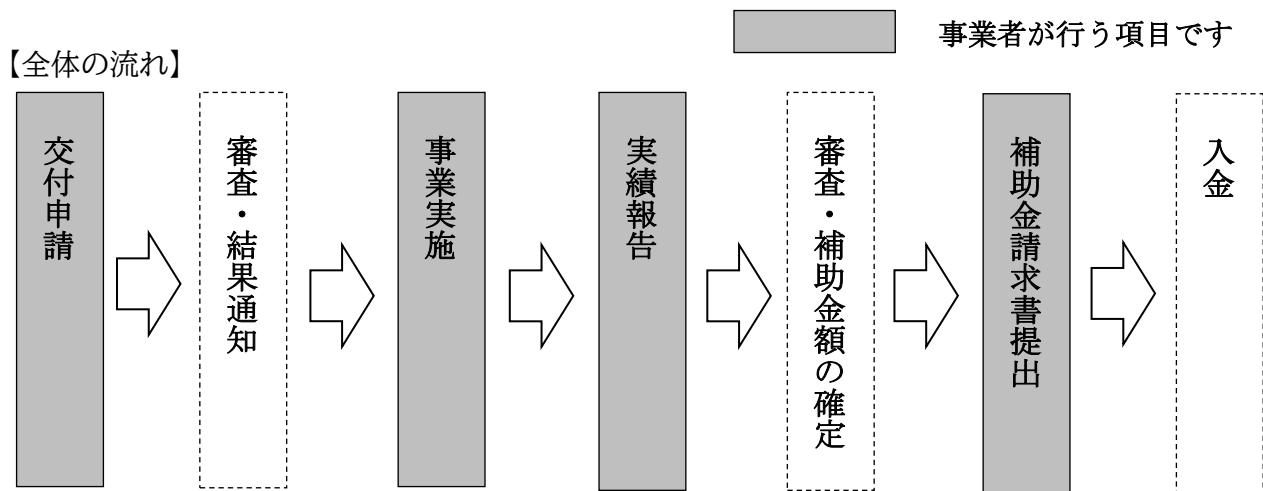
補助金申請システム jGrants を利用して交付申請を行った場合は、実績報告についてもオンラインにより行ってください。(この場合、第7号様式の作成に代わり、システム内のフォームに必要な事項を入力してください。)

報告期限は、実施期間完了日の翌日から起算して1ヶ月を経過した日となります。(取り組み完了後、速やかに実績報告をお願いします。)

(5) 補助金額の確定・入金

実績報告書類を市で審査し、補助金額を確定します。金額確定後、市から申請者に確定通知と補助金請求書等支払いに必要な書類を送付します。

請求書等支払いに必要な書類を提出後、2～3週間を目安に入金となります。



6. 提出書類

提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。

また、申請書等の様式や記入例は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2021-1216-0956-74.html>



（１）交付申請時

NO.	申請書類	備考
1	交付申請書兼誓約書	第 1 号様式
2	事業計画書	第 2 号様式
3	浸水対策計画書	第 3 号様式 ※事業継続力強化計画に今回予定している止水板設置工事等に係る記載がない場合のみ
4	役員等調書及び照会承諾書	第 4 号様式
5	事業継続力強化計画の認定通知書及び計画書の写し	久留米市事業継続力強化促進奨励金の交付を受けている場合は省略可能
6	工事に係る見積書及び工事内訳が記載された書類の写し	
7	工事を行う建物の平面図、工事箇所の立面図	
8	工事箇所の施工前の写真	
9	止水板の仕様書、カタログ等	止水板を設置する場合のみ
10	市税の滞納なし証明書の写し	発行から 3 か月以内のもの
11	申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類	法人：登記事項証明書の写し 個人：確定申告書の写し 等

（２）実績報告時

NO.	申請書類	備考
1	実績報告書	第 7 号様式
2	支出した経費の事実を証明する領収書等	
3	支出した経費の内訳がわかる書類	契約書や請求書など（経費に「〇〇一式」と記載がある場合は、一式の内訳がわかる資料）
4	事業実施期間がわかる書類	事業着手（契約・発注）日付が確認できる発注書・契約書等の写し、事業完了（竣工・支払）の日付が確認できる工事完了届・領収書等の写し
5	工事箇所の施工後の写真	

【留意事項】

- ・領収書は、市が確認後に写しを取り、原本を返却します（原本の提出が必要です）。
- ・請求書、領収書については、発行日や総額だけでなく、工事内訳が確認できる必要があります。
- ・補助金の交付申請及び実績報告の記載において使用できる通貨の単位については、日本国通貨（円）に限ります。
- ・補助金の振込先は、申請者名義の口座に限られます。（法人は法人又は法人代表者名義の口座、個人は申請者本人名義の口座）
- ・必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

7. 申請にあたっての留意点・お問い合わせ先

- ・交付決定を受けた後、本事業の経費や内容を変更しようとする場合又は本事業を中止する場合には、事前に市の承認を得なければなりません。工事内容等に変更が生じる場合は、工事を一旦止めて、速やかに市に連絡をお願いします。
- ・補助交付決定において、補助金の交付額が申請書に記載された補助申請額より減額される場合がございます。
- ・補助金交付決定後は、原則、補助金の交付予定額が上限額となります。
- ・必要に応じ、本補助金が適正に活用されているか確認を行うため、書類の追加提出及び説明を求める場合や、現地確認等を行う場合があります。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、久留米市に補助金を返還していただきます。
- ・申請者に対して、交付決定後であっても、補助金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことがあります。
- ・補助対象事業に係る全ての書類等の情報を補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければなりません。
- ・取得した財産は、補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。転売等をしてはなりません。
- ・申請された事業者の方に、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 （受付時間：平日 9 時から 17 時）

久留米市 商工観光労働部 商工政策課

電 話：0942-30-9133

ファックス：0942-30-9707

メー ル：syoko@city.kurume.lg.jp